

スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業業務委託仕様書

1 事業名

スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座講師育成事業

2 事業の目的

スマートフォンの普及とインターネット利用の低年齢化が進む中、乳幼児にとって安全安心なインターネットの利用方法を保護者に啓発するとともに、豊かな創造性や発想力を育む多様な実体験を行えるようにすることが重要。

このため、県内の子育て支援センターの職員等を、フィルタリングや家庭でのルール作りといったペアレンタルコントロールの重要性に係る啓発、及び乳幼児期に適したスマートフォンに代わる「遊び方」等を提案できる人材として育成し、保護者の主体的な取組を推進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業の概要

ペアレンタルコントロールの重要性や、乳幼児期に適した体験活動等について、保護者を啓発する講師として、乳幼児^{※1}と保護者が交流する子育て支援センターの職員等^{※2}を育成する。

※1 乳幼児は小学校入学前の子どもとする。

※2 子育て支援センター未設置の地域については、こども家庭センター職員等を対象とする。

5 委託内容

(1) チラシの作成・周知

多くの参加者を募るため、魅力的なチラシを作成し、県の了解を得たうえで、県が指定する対象施設（約150箇所）に周知（郵送又はメール）を行うこと。

(2) 子育て支援センター職員等向け教材の作成

「(4)研修の実施」①～③の研修で使用する教材を作成すること。教材には以下の(ア)～(エ)の内容をバランスよく含めることとし、受講者が各センターで実践する際に役立つ内容とすること（保護者等への配付は想定しない）。なお、教材作成にあたっては、医師、幼児教育者等の専門家をメンバーに含める、または監修を受ける等の方法により、客観的かつ信頼性のある根拠に基づいた内容とすること。教材については、電子データを県に納品すること。

(ア) 保護者による乳幼児期からの主体的な管理の重要性

※乳幼児のインターネット利用の現状（統計データ等）、就学後を見据えた保護者の役割（適切な生活習慣の定着化等）、実際のトラブルの事例紹介等

(イ) 乳幼児期におけるペアレンタルコントロールの種類と具体的な方法

(ウ) スマホ等に代わる具体的な遊び・体験のアイデア

※子どもの年齢別（0～1歳／2歳～3歳／4歳以上）に紹介すること

(エ) 子育て支援センター職員等が保護者へ効果的な啓発を行うためのアドバイス

(3) 乳幼児保護者向け啓発ツールの作成

上記(2)の教材の内容をもとに保護者向け啓発ツールを作成し、県が指定する施設（約1

50箇所)に配布すること。啓発ツールの作成にあたっては、有害情報等から乳幼児を守りながら、インターネットを上手に活用するという視点に立ち、保護者の主体的な判断と実践を促す内容とすること。なお、印刷物の作成は必須とし、印刷物の種類や内容に応じた部数を県と協議の上、設定すること。作成したすべての啓発ツールについては、データを県に納品すること。(改訂等があればその都度最新のデータを納品すること。)

(4) 研修の実施

ア 以下の通り、各種研修(基礎編:講演/実践編:ワークショップ等/フォローアップ)を実施すること。

区分	目的	対象者・人数	実施回数
① 基礎編: 講演	ペアレンタルコントロールの方法や遊びの重要性等、保護者への啓発活動を行うために必要な基礎知識の習得。	子育て支援センター職員 ※子育て支援センター未設置の地域については、こども家庭センターの職員等を対象とする。 ※約50名の参加を想定	1回
② 実践編: ワーク ショップ 等	①で学んだことを基に、各子育て支援センターにおいて、実際に保護者啓発を行うための実践的なスキルの習得。	①の受講者 ※各回約50名の参加を 想定	2回以上
③ フォロー アップ	啓発活動開始後に現場で生じた個別の悩みや課題に対し、専門的知見からのアドバイスを提供し、各センターでの啓発活動を促進。	①②の受講者	任意 (年間支援センター数:約 50カ所)

イ 研修日程の調整や会場予約、講師への講演依頼、参加者の募集等、研修実施に必要な業務を行うこと。

ウ 基礎編は、当日のオンライン受講も可能とすること。また、オンラインでの受講にあたり必要な機器は、研修受講者、委託事業者がそれぞれ準備すること。

エ 基礎編は、当日受講ができなかった人向けに、後日インターネットで一定期間配信を行うこと。(指定のURLおよびパスワードを付与し、特定の受講者のみが視聴できるようにすること。)

オ フォローアップは、受講者のニーズに合わせた柔軟な対応が可能となるよう、センターへの個別訪問を含め、多様な受講形態を用意すること。

(5) アンケート実施・集計

各種研修終了後、受講者向けのアンケートを行うためのWebフォームを作成すること。なお、Webフォームでの回答が難しい者がいる場合は、紙媒体でのアンケートを実施すること。

(6) 事業報告書の作成

当該年度での実施状況を検証し、次年度の取組みに向けた議論の参考とするため、事業報告書を作成すること。なお、この報告書には、アンケートの集計結果を盛り込むものとする。

6 実施状況報告

実績等に関する報告を求められた場合には、随時報告すること。

7 その他

- (1) 効果的な業務の実施のため、業務の各過程で発注者と協議の上、業務を行うこと。
- (2) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (3) 受注者は、成果物が第三者の著作権、肖像権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (4) 成果物の著作権は、原則として県に帰属する。ただし、県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体等において無償で二次利用が可能とすること。
- (5) この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者と受注者との協議により定めることとする。